

2021年1月16日

各グループの皆さま

公益社団法人 大阪自然環境保全協会
会長 夏原 由博

いつも保全協会の事業・活動にご協力いただき、ありがとうございます。

昨年は緊急事態宣言の効果の効果があつたのかどうか、秋以降には感染が加速的に急拡大し、今年1月13日には地域を限った緊急事態宣言がふたたび出されるに至りました。

今回の宣言では、飲食店の営業時間短縮等の4つの対策を中心に、感染リスクの高い場面に絞った対策が呼びかけられており、当協会でもこれに沿った対応をいたします。しかし、当協会の行う事業では該当しないものもかなりありますので、改めて以下のような対応をお願いすることにしました。長引く感染拡大で皆さまお疲れのこととは思いますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一層のご理解とご協力をお願いする次第です。

(※状況により変更の可能性があります。緊急事態期間終了後は後日お知らせします。)

=====

1. 事務は引き続き従来通り行いますが、事務局への皆様の来訪はできるだけ避けてください。やむを得ない時は、来訪前にあらかじめ電話やメール等で連絡し、来訪時には原則エレベーター側からノックして入室し、滞在は10分程度以下の短時間としてください。

=====

2. 今回の緊急事態宣言下では、協会主催のイベント・行事・集会・観察会等の一律自粛は行いません。それぞれの状況に応じて実施の有無や実施方法などを判断してください(例、活動時の会食回避(昼をまたがない設定、あるいは離れて話さず食べる)など)。

協会事務所を用いて行う会議・講座・イベント準備等は、なるべくオンラインによる実施に切り替えてください。オンラインではどうしても不都合等がある場合は、1時間半程度までをめぐりに、下記および協会事務室掲示の注意事項の厳守をお願いします。

記

- ・入室時(観察会開始時)のアルコール消毒、体温計測、時間と名前の記入
- ・マスクの着用(挨拶時冒頭以外は外さない)
- ・換気(ずっと開放し、防寒対策をして室内作業)
- ・着席前の机、椅子のアルコール消毒
- ・原則最大8名まで。対面着席を避けパーティションの設置に合わせて互い違いに着席
- ・ものの手渡しを避ける、道具は全員分用意し共有しない
- ・原則食事しない。(やむなく食事する場合は食事前後に手指消毒し、無会話で)
- ・退席時の机、椅子、道具類の消毒

=====

3. この期間中における協会へのご連絡は、以下の方法でお願いします。

- (1) 原則として、事務局のアドレス (office@nature.or.jp) へメールでご連絡ください。
- (2) FAXや留守番電話は、週1回以上確認しますが、返信が遅くなることがあります。
- (3) 緊急の連絡については、金谷理事の携帯電話 (090-8126-5160) までお願いします。

以上